

第4回

相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成18年1月26日（木）午前11時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

< 報告事項 >

報告第9号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について……………	1
報告第10号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について…	3
報告第11号	相模原・津久井地域合併協議会の廃止について……………	5

報告第9号

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について、別紙のとおり報告する。

平成18年1月26日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告

平成18年1月10日現在

1 会議の開催

第1回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年5月16日（月）午後4時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

第2回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年7月10日（日）午後2時から

場所：城山町立公民館大会議室（町民センター2階）

第3回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年11月7日（月）午後5時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

第4回相模原・津久井地域合併協議会（予定）

日時：平成18年1月26日（木）午前11時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

2 広報の実施

（1）合併協議会だよりの発行

第1号 平成17年 4月15日 第2号 平成17年 5月15日

第3号 平成17年 6月15日 第4号 平成17年 8月 1日

第5号 平成17年 9月15日 第6号 平成17年10月 1日

第7号 平成17年11月 1日 第8号 平成17年12月 1日

各号252,000部を発行し、藤野町を含めた1市4町の各戸へ配布した。

（2）ホームページの運営

平成17年5月9日に開設したホームページの更新を適宜行った。

報告第10号

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について、別紙のとおり報告する。

平成18年1月26日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成17年度 相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込書

平成18年1月10日現在における
平成18年3月19日時点での決算見込額

歳入

(単位：円)

款項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金	45,000,000	45,000,000	0	0
1 負担金	45,000,000	45,000,000	0	0
2 諸収入	0	17	0	17
1 諸収入	0	17	0	17
合計	45,000,000	45,000,017	0	17

歳出

(単位：円)

款項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費	38,072,000	10,084,403	27,987,597	27,987,597
1 事業推進費	38,072,000	10,084,403	27,987,597	27,987,597
2 総務費	6,850,000	1,228,884	5,621,116	5,621,116
1 事務局費	6,850,000	1,228,884	5,621,116	5,621,116
3 予備費	78,000	0	78,000	78,000
1 予備費	78,000	0	78,000	78,000
合計	45,000,000	11,313,287	33,686,713	33,686,713

歳入決算額 45,000,017 円

歳出決算額 11,313,287 円

歳入歳出差引残額 33,686,730 円 (負担割合に応じ相模原市及び城山町へ返還)

剰余金返還額

市町村名	負担割合	返還金額
相模原市	5/6	28,072,275
城山町	1/6	5,614,455
計		33,686,730

報告第 1 1 号

相模原・津久井地域合併協議会の廃止について

相模原・津久井地域合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 1 8 年 1 月 2 6 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、平成 1 8 年 3 月 1 9 日をもって相模原・津久井地域合併協議会を廃止する。
- 2 協議会の予算の取扱いについて
 - （ 1 ）協議会の予算は、協議会規約第 1 8 条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査を受ける。
 - （ 2 ）決算及び監査報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員であった者に通知する。
 - （ 3 ）協議会の決算後に剰余金が生じた場合は、相模原市及び城山町に返還する。